

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年7月29日（令和7年（行情）諮問第860号）

答申日：令和8年6月26日（令和8年度（行情）答申第288号）

事件名：行政文書ファイル「情報公開訓令等関係2」につづられた文書の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書60」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年3月8日付け防官文第3811号及び令和2年2月6日付け同第1615号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1に関するもの）

（略）

（2）審査請求書2（原処分2に関するもの）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ及びウ（略）

エ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当

する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成 31 年 3 月 8 日付け防官文第 3811 号により、本件対象文書のうち、別紙の 2 に掲げる文書 1 のかがみのみについて、法 9 条 1 項の規定に基づく開示決定処分（原処分 1）を行った後、令和 2 年 2 月 6 日付け防官文第 1615 号により、本件対象文書のうち、別紙の 2 に掲げる文書 1（かがみを除く。）ないし文書 60 について、法 5 条 1 号、2 号イ及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 6 年 3 か月及び約 5 年 3 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法 5 条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法 5 条 1 号、2 号イ及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法 5 条該当性を十分に検討した結果、上記 2 のとおり、本件対象文書の一部が同条 1 号、2 号イ及び 6 号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和 7 年 5 月 14 日付け情個審第 1755 号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法 19 条 1 項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 7 年 7 月 29 日 諮問の受理

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年 9 月 8 日 審議
- ④ 令和 8 年 5 月 2 7 日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年 6 月 2 2 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号、2 号イ及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は原処分 1 に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室（現大臣官房文書課公文書監理室）が保有する行政文書ファイル「情報公開訓令等関係 2」（以下「本件ファイル」という。）につづられた文書の開示を求めるものであることから、開示請求受付時点（平成 3 1 年 1 月 8 日）において本件ファイルにつづられていた本件対象文書を特定した。

イ 本件ファイルを確認したところ、本件対象文書がつづられていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

- (2) 上記（1）アの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記（1）イの保管状況及び上記（1）ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1及び番号2について

標記不開示部分は、特定法人のメールアドレス、電話番号及びFAX番号であることが認められる。

当審査会事務局職員をしてウェブサイトを確認させたところ、当該不開示部分は、一般に公にされていない情報であると認められる。

そうすると、当該不開示部分は、これを公にすると、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められるので、法5条2号イに該当し、番号2については、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号3について

標記不開示部分には、特定法人の担当者個人の苗字及び氏名が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。さらに、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号4及び番号5について

標記不開示部分には、防衛省及び関係省庁のメールアドレス、電話番号、FAX番号及び「防衛庁／防衛施設庁 申請・届出システム」の利用に係るユーザーID及びパスワードが記載されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足る事情は認められないことから、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、番号5については同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から諮問までに約6年3か月及び約5年3か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うま

でに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

行政文書ファイル（情報公開訓令等関係 2）に綴られた文書の全て。

2 本件対象文書

文書 1 防衛施設庁の情報公開に関する訓令及び防衛施設庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令の一部を改正する訓令について（通知）（平成 18 年 3 月 31 日。施本総第 233 号（CGG））

文書 2 防衛施設庁の情報公開に関する訓令及び防衛施設庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令の一部を改正する訓令（平成 18 年防衛施設庁訓令第 9 号）（起案原議書）

文書 3 情報公開事務処理の手引について（通知）（施本総第 232 号（CGG）。平成 18 年 3 月 31 日）

文書 4 防衛施設庁の情報公開に関する訓令の一部を改正する訓令（平成 17 年防衛施設庁訓令第 7 号）（起案原議書）

文書 5 防衛施設庁の所掌に係る権限又は事務の一部の委任を行う件（平成 17 年防衛施設庁告示第 3 号）（起案原議書）

文書 6 平成 16 年防衛施設庁告示第 3 号（電子情報処理組織による情報公開請求等に関する件）の一部を改正する件（平成 17 年防衛施設庁告示第 1 号）（起案原議書）

文書 7 情報公開手続オンライン化に係る業者からのメール（2004 年 6 月 2 日）

文書 8 情報公開手続オンライン化に係る庁内メール（2004 年 4 月 23 日）

文書 9 情報公開手続オンライン化に係る庁内メール（2004 年 4 月 23 日）関連資料

文書 10 情報公開手続オンライン化に係る庁内メール（2004 年 5 月 27 日）

文書 11 情報公開手続オンライン化に係る庁内メール（2004 年 5 月 14 日）

文書 12 情報公開手続オンライン化に係る庁内メール（2004 年 4 月 7 日）

文書 13 情報公開手続オンライン化に係る庁内メール（2004 年 3 月 31 日③）

文書 14 オンライン申請行政文書開示請求書様式（テスト用）

文書 15 情報公開手続オンライン化に係る庁内メール（2004 年 3 月 31 日②）

- 文書 1 6 情報公開手続オンライン化に係る庁内メール（2004年3月31日①）
- 文書 1 7 防衛施設庁の情報公開に関する訓令（平成13年防衛施設庁訓令第27号）
- 文書 1 8 防衛施設庁の情報公開に関する訓令の一部を改正する訓令（平成16年防衛施設庁訓令第9号）（起案原議書）
- 文書 1 9 電子情報処理組織による情報公開請求等に関する件（平成16年防衛施設庁告示第3号）（起案原議書）
- 文書 2 0 情報公開手続オンライン化に係る庁内メール（2004年3月29日②）
- 文書 2 1 情報公開手続オンライン化に係る庁内メール（2004年3月29日①）
- 文書 2 2 情報公開窓口案内資料
- 文書 2 3 情報公開手続オンライン化に係る庁内メール（2004年3月24日）
- 文書 2 4 情報公開手続のオンライン化フロー
- 文書 2 5 情報公開手続のオンライン化について
- 文書 2 6 電子情報処理組織による情報公開請求等に関する告示について（依頼）（施本総総第14号（CGG）。平成16年3月19日）（官報掲載手続に係る起案原議書）
- 文書 2 7 防衛施設庁の情報公開に関する訓令の一部を改正する訓令（平成16年防衛施設庁訓令第1号）（起案原議書）
- 文書 2 8 情報公開手続オンライン化に係る業者からのメール（2004年3月18日）
- 文書 2 9 情報公開手続オンライン化に係る業者からのメール（2004年3月10日）
- 文書 3 0 情報公開手続オンライン化に係る総務省からのメール（2004年3月5日）
- 文書 3 1 電子公文書作成システム操作説明書（平成15年3月 総務省行政管理局行政情報システム企画課情報システム管理室）
- 文書 3 2 情報公開手続オンライン化に係る庁内確認（2004年3月）
- 文書 3 3 情報公開手続オンライン化に係る業者からのメール（2004年3月4日②）
- 文書 3 4 情報公開手続オンライン化に係る業者からのメール（2004年3月4日①）
- 文書 3 5 情報公開手続オンライン化に係る防衛本庁からのメール（2004年3月4日）
- 文書 3 6 情報公開手続オンライン化に係る庁内メール（2004年3月

- 3日⑥)
- 文書37 情報公開手続オンライン化に係る庁内メール(2004年3月3日⑤)
- 文書38 情報公開手続オンライン化に係る庁内メール(2004年3月3日④) 添付資料の浄書
- 文書39 情報公開手続オンライン化に係る庁内メール(2004年3月3日④)
- 文書40 情報公開手続オンライン化関連想定に係る庁内メール(2004年3月3日)
- 文書41 情報公開手続オンライン化に係る庁内メール(2004年3月3日③)
- 文書42 情報公開手続オンライン化に係る庁内メール(2004年3月3日②)
- 文書43 情報公開手続オンライン化に係る庁内メール(2004年3月3日①)
- 文書44 情報公開手続オンライン化に係る庁内メール(2004年3月1日)
- 文書45 情報公開手続オンライン化に係る総務省からのメール(2004年2月18日)
- 文書46 情報公開手続オンライン化に係る庁内メール(2004年2月10日)
- 文書47 情報公開手続オンライン化に係る警察庁告示案
- 文書48 情報公開手続オンライン化に係る庁内メール(2004年2月25日)
- 文書49 情報公開申請手続のオンライン化説明資料
- 文書50 防衛庁における電子署名に関する訓令(平成15年防衛庁訓令第64号)
- 文書51 防衛施設庁における電子署名に関する訓令(平成15年防衛施設庁訓令第18号)
- 文書52 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)
- 文書53 電子署名に必要となる官職署名符号等(ICカード)の発行等の手順
- 文書54 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令(平成13年財務省令第10号)
- 文書55 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令」について(協議)(防衛

本庁等からのメールを含む。)

文書 5 6 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 1 5 年総務省令第 4 8 号）

文書 5 7 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 2 7 号）

文書 5 8 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）

文書 5 9 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号）

文書 6 0 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 1 2 年政令第 4 1 号）

別表

番号	文書	不開示とした部分		不開示とした理由
		枚目	不開示とした箇所	
1	文書 7	1	「差出人」、「T e l」、「F a x」及び「E－m a i l」	法人に関する情報であって、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するため不開示とした。
	文書 9	2 0	「電話」、「ファックス」及び「メール」	
	文書 1 0	1	「T o」	
	文書 2 8	1	「差出人」、「C C」、「T e l」、「F a x」及び「E－m a i l」	
	文書 2 9	1		
	文書 3 3	1		
	文書 3 4	1		
	文書 3 5	1	「宛先」、「F r o m」、「m a i l t o」、「C c」、「T e l」、「F a x」及び「E－m a i l」	
	文書 3 9	1	「F r o m」、「m a i l t o」、「T e l」及び「F a x」	
		2	「E－m a i l」	
	文書 4 1	1	「F r o m」	
			3 5 行目の「m a i l t o」	
		2	「T e l」、「F a x」及び「E－m a i l」	
文書 4 2	1	「F r o m」		
		3 5 行目の「m a i l t o」		
	2	「T e l」、「F a x」、「E－m a i l」及び「T o」		

	文書 4 4	1	「 F r o m 」 及 び 「 m a i l t o 」	
		2	「 T e l 」 、 「 F a x 」 及 び 「 E - m a i l 」	
2	文書 7	1	「 C C 」 の 一 部 (注：不開示とした 部分はメールアドレス)	法人に関する情報であって、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であって、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 2 号イ及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
3	文書 7	1	企業の担当者名	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 9	2 0		
	文書 1 0	1		
	文書 2 8	1		
	文書 2 9	1 及び 3		
	文書 3 3	1 及び 3		
	文書 3 4	1		
	文書 3 5	1		
	文書 3 9	1		
	文書 4 1	1 及び 2		
	文書 4 2	1 及び 2		
	文書 4 4	1		
4	文書 7	1	「宛先」 (注：不開 示とした部分はメー ルアドレス)	国の機関が行う事務に関する情報であって、これを公にする

文書 8	1	「F A X」及び「E －M a i l」	ことにより、事務の 適正な遂行に支障を 及ぼすおそれがある ことから、法 5 条 6 号柱書きに該当する ため不開示とした。
文書 1 0	1	「m a i l t o」、 「F A X」及び「E －M a i l」	
文書 1 1	1	「E m a i l」	
文書 1 2	1		
文書 1 3	1		
文書 1 5	1	「差出人」（注：不 開示とした部分はメ ールアドレス）	
文書 1 6	1	「差出人」（注：不 開示とした部分はメ ールアドレス）、 「ユーザ I D」及び 「パスワード」	
文書 2 0	1	「E m a i l」	
文書 2 1	1	「宛先」（注：不開 示とした部分はメー ルアドレス）及び 「E m a i l」	
		本文の一部	
文書 2 3	1	「F A X」及び「E －M a i l」	
	2	「旧 メール アドレ ス」及び「新メール アドレス」	
文書 2 8	1	「宛 先」の 一 部 （注：不開示とした 部分はメールアドレス）	
文書 2 9	1		
文書 3 0	1	「差出人」の一部 （注：不開示とした 部分はメールアドレス）	
		「T E L」、「F A X」及び「e－m a	

			i l」	
	文書 3 2	1 0 ない し 1 2	F A X 番号	
	文書 3 3	1	「宛先」の一部 (注：不開示とした 部分はメールアドレス)	
	文書 3 4	1		
	文書 3 5	1	「差出人」及び「T o」のそれぞれ一部 (注：不開示とした 部分はメールアドレス)	
	文書 3 6	1	本文の一部	
			「F A X」及び「E -M a i l」	
	文書 3 7	1	本文の一部	
			「F A X」及び「E -M a i l」	
	文書 3 9	1	「F A X」及び「E -M a i l」	
	文書 4 1	1	「F A X」、「E - M a i l」及び「f a x」	
			1 6 行目の「m a i l t o」	
	文書 4 2	1	「F A X」、「E - M a i l」及び「f a x」	
			1 5 行目の「m a i l t o」	
		2	「m a i l t o」及 び「f a x」	
			「C c」の一部	
	文書 4 4	1	「F A X」及び「E -M a i l」	
	文書 4 5	1	「差出人」の一部	

			(注：不開示とした部分はメールアドレス)	
			「TEL」、「FAX」及び「e-mail」	
		2	「電話」及び「FAX」	
	文書47	1 ないし 3	「Fax番号」	
	文書48	1	「mailto」、「FAX」及び「E-MAIL」	
			「TEL」の一部	
	文書55	1	「FAX」及び「E-mail」	
4		「差出人」の一部 (注：不開示とした部分はメールアドレス)		
7		「電話」、「FAX」及び「E-mail」		
5	文書7	1	「CC」の一部 (注：不開示とした部分はメールアドレス)	法人に関する情報であって、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であって、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2

				号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
--	--	--	--	-------------------------

※当審査会事務局において整理した。